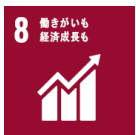


富山市 重層的支援体制整備事業実施計画

誰一人取り残さない
地域共生社会の実現のため
持続可能な支援体制の構築を目指して

令和6年7月改定
富山市



目 次

1	はじめに.....	2
2	計画の位置づけ.....	3
3	重層的支援体制整備事業の目的.....	4
4	重層的支援体制整備事業の内容.....	5
	（1）包括的相談支援事業.....	5
	（2）多機関協働事業.....	7
	（3）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業.....	9
	（4）参加支援事業.....	10
	（5）地域づくり事業.....	12
5	富山市重層的支援体制整備事業実施計画の見直し.....	14
	（1）重層的支援体制整備事業検討会.....	14
	（2）プロジェクトチーム.....	14

1 はじめに

我が国では、少子高齢・人口減少社会を迎え、経済・社会の存続の危機に直面しており、これを乗り越えるためには、一つひとつの地域の力を強化し、その持続可能性を高めていくことが必要と考えられています。

こうした考えのもと、2016年（平成28年）6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、誰もが役割を持ち、活躍できる「地域共生社会」の実現が示されました。

地域共生社会を実現するためには、社会的な孤立や排除といった現実が生じうる課題を直視しつつも、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことが求められることになります。

このような中、国では、地域共生社会の実現に向けて、社会福祉法を一部改正し、2018年（平成30年）4月から、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の充実などを推進することとし、さらには、2021年（令和3年）4月には、重層的支援体制整備事業を創設し、地方自治体の取組を後押ししています。

重層的支援体制整備事業は、介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援などの既存の取組を活かしつつ、地域住民や世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するものです。

本市では、かねてより、32か所の地域包括支援センターや7か所の保健福祉センター、73か所の地区センターなど、住民に身近な場所に相談機関を設置しており、また自治振興会をはじめとした地域団体の活動が活発であることや、民生委員児童委員、福祉推進員、保健推進員など多くのボランティアが活動しているなど、地域の地縁性が強いという特徴を活かしながら、2018年度（平成30年度）から3か年に亘り、地域共生社会推進モデル事業に取り組みました。

このモデル事業では、3か所の保健福祉センターにおいて、育児・介護・障害・貧困やそれらが複雑化・複合化した課題を相談支援包括化推進員によって受け止める相談体制や、10地区で「わがまち・わがごと・まるごとモデル地域事業」を実施し、これまでの地域の力を活かしつつ、新たな人と人、人と資源のつながりを強化し、地域の人々が地域の課題を我が事・丸ごと受け止め、課題解決を図る仕組みづくりなどに取り組みました。

こうした過程を経て、本市では、令和4年4月に「富山市重層的支援体制整備事業実施計画」を策定し、地域共生社会の実現を目指して「重層的支援体制整備事業」の取組を推進しています。

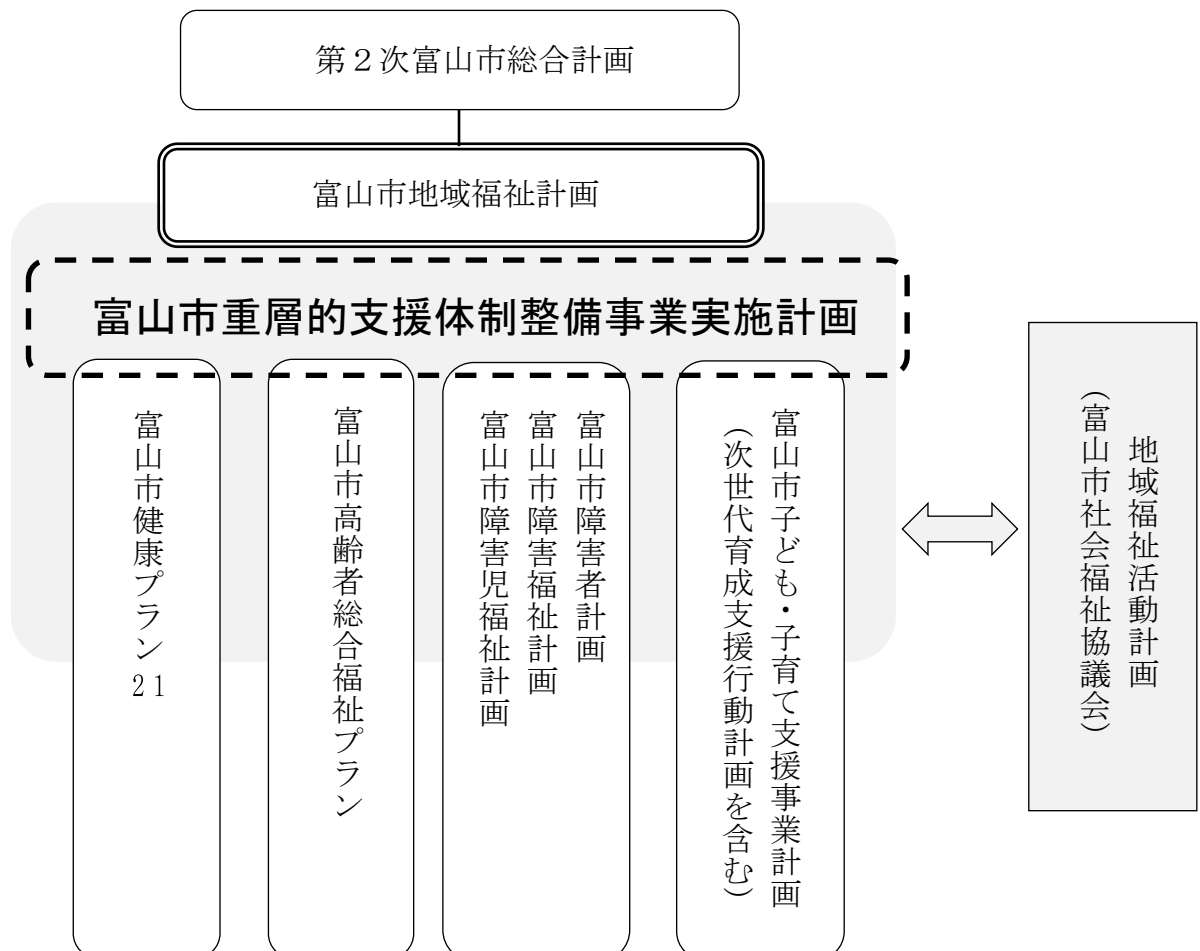
2 計画の位置づけ

本計画は、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により改正された社会福祉法（以下「法」という。）第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため策定するものです。

なお、本計画は、「富山市地域福祉計画」を上位計画として、地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容となっています。

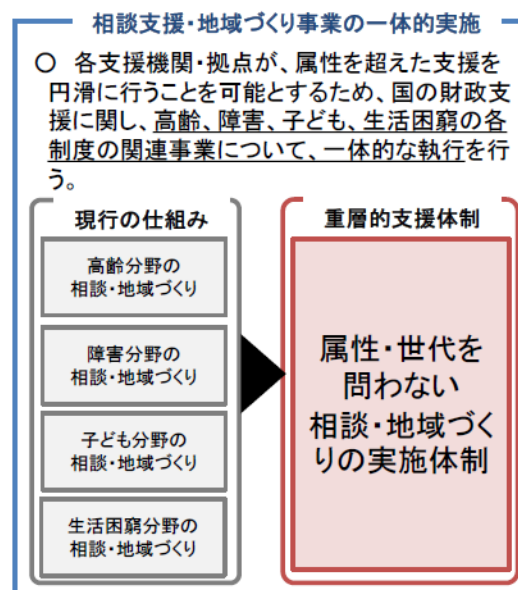
また、重層的支援体制整備事業が属性を問わず分野横断的な支援を行うものであるとともに、介護、障害、子ども、生活困窮の既存制度の事業の一部を包括化して実施する事業であることから、高齢者総合福祉プラン、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康プラン21などの他の計画との調和を保ち、記載事項について整合性を図った内容となります。

さらに、富山市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画における活動と内容を一部共有し、相互の連携を図り、本計画を実現していきます。

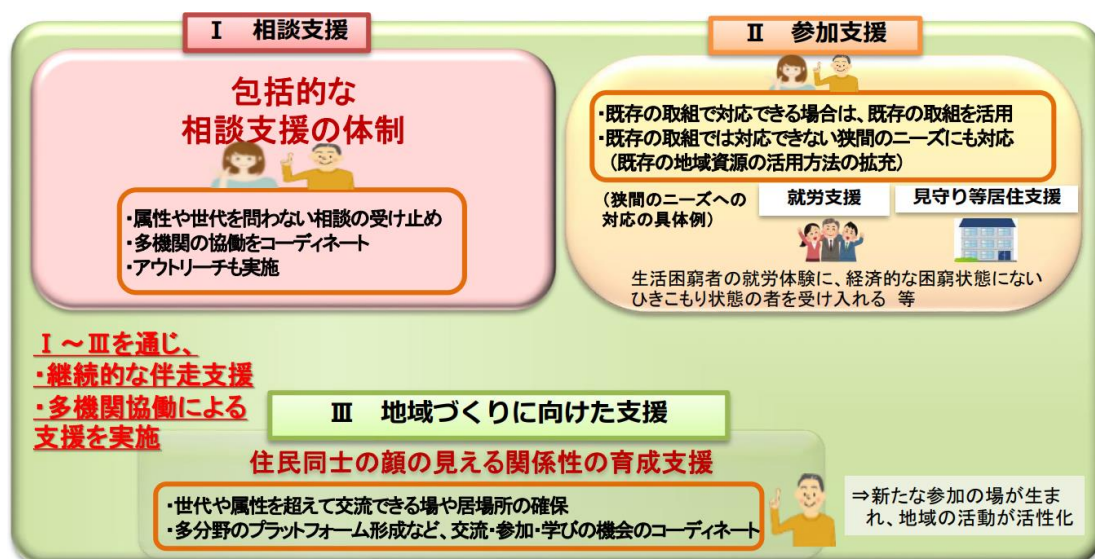


3 重層的支援体制整備事業の目的

重層的支援体制整備事業は、法第106条の4第2項の規定に基づき、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援などの取り組みを活かしつつ、住民やその世帯の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「包括的相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を柱として、これらの支援を一層効果的に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を一体的に実施し、重層的な支援体制（セーフティネット）の構築を目指すことを目的としています。



出典：厚生労働省



出典：厚生労働省

4 重層的支援体制整備事業の内容

(1) 包括的相談支援事業

(法第106条の4第2項第1号)

介護、障害、子ども、困窮の相談支援に係る事業を関係機関との連携により一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず包括的に受け止める相談支援を実施するものです。

また、複雑化・複合化した課題は適切に「多機関協働調整担当」につなぎます。

法的位置づけの事業（53か所）

既存事業	内容	支援機関	箇所数
【介護】 地域包括支援センターの運営	高齢者がいつまでも自分らしく住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、高齢者のための総合相談や地域のネットワークづくりに取り組む	地域包括支援センター※1)	32
【障害】 障害者相談支援事業	身体・知的・精神障害に関する相談などに対応する	基幹相談支援室	1
	在宅の障害者に対し、福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、ピアカウンセリング※2)、介護相談及び情報の提供等を総合的に行うことにより、障害者やその家族の地域における生活を支援する	委託相談支援事業※3)	6
【子ども】 利用者支援事業	ひとり親家庭をはじめ、子育てなどに関する様々な悩みや相談を受け、各家庭のニーズに応じた最適なサービスの情報提供を行う	こども保育課	1
		行政サービスセンター	4
	妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行う	こども健康課	1
		保健福祉センター	7
【困窮】 自立相談支援事業	生活に困っている方が抱えているさまざまな問題に対して、自立した生活ができるよう、専門の支援員が相談に応じ、支援していく	富山市社会福祉協議会	1

設置形態…基本型※4)

※1 地域包括支援センター（32か所）

水橋北	広田	柳町・清水町	新保・熊野
水橋南	奥田北	東部・山室	大沢野・細入
大広田・浜黒崎	奥田	藤ノ木・山室中部	大久保・船峠
岩瀬・萩浦	百塚	堀川・光陽	大山
和合	呉羽	蜷川	八尾北・山田
針原	神明・五福	堀川南	八尾南
新庄	愛宕・安野屋	太田	婦中東
豊田	まちなか	月岡	婦中西

※2 ピアカウンセリング…同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話を聞き合うこと。

※3 委託相談支援事業（6か所）

施設名
自立生活支援センター富山
セーナー苑相談支援事業所Weネット
ゆりの木の里相談支援事業所
あすなろセンター
和敬会生活支援センター
富山市恵光学園

※4 設置形態

基本型…包括的相談支援事業のうち、単一の事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。

なお、その他の設置形態は次のとおり。

統合型…複数分野における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。

地域型…地域住民に身近な場所などで相談などに応じる形態。

(2) 多機関協働事業

(法第106条の4第2項第5号)

多職種による連携や多機関の協働の円滑な実施を推進するなど、既存の相談支援機関をサポートし、本市における包括的な支援体制の構築に取り組みます。

実施主体：富山市

①多機関協働調整担当

相談内容に応じて、事例に対して支援するとともに、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した地域生活課題を抱える事例などに対して、多機関協働管理担当へのつなぎを行う。また、必要に応じて、以下支援会議を主催し情報共有や協議を行う。

分野	担当所属
【生活困窮】	生活支援課
【高齢者】	長寿福祉課
【障害】	障害福祉課
【子ども】	こども保育課、こども健康課
【健康（心身）】	保健所保健予防課、保健福祉センター

②多機関協働管理担当

課題の把握、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった事例全体の調整機能を果たすなど、主に支援者を支援する役割を担う。

担当所属	福祉政策課
------	-------

ア 支援会議（法第106条の6）

支援会議は、法第106条の6に規定された会議で、市が実施し、守秘義務を設けることで、潜在的な地域生活課題を抱える市民に支援を届けられるよう、自らが支援を受けることや関係機関の情報共有について本人の同意がない場合にも、情報共有に基づく支援の検討などを行います。

- ・開催方法：随時開催
- ・参加者：随時メンバー（市関係各課・センター及び支援関係者など）
- ・主催：相談対応所属（多機関協働調整担当）
- ・事務：福祉政策課（多機関協働管理担当）

イ 重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援会議内で情報を取り扱うことについて本人同意を得た上で、関係機関間の連携やプランの適切さ、資源の把握や創出などについて検討します。

- ・開催方法：随時開催
- ・参加者：随時メンバー（本人、市関係各課・センター及び支援関係者など）
- ・主催及び支援プラン作成、事務：福祉政策課（多機関協働管理担当）

◎支援会議・重層的支援会議への専門家によるアドバイス

必要時、専門家によるアドバイスをもらい、支援方針、役割分担などを決定する（医師、学識経験者、弁護士など）

ウ 重層的支援会議定例会

国が示す重層的支援会議の目的である「社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討」及び、関係機関間で支援方法や必要な施策、多機関連携のための人材育成などについて議論します。

エ 相談支援機関間の連携を推進するための取組

重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、富山市における包括的な支援体制を構築できるように支援していくための取組を実施します。

取組	内容	担当課
富山市相談援助者育成研修会	地域包括支援センターや相談支援事業所など各福祉制度に基づく相談機関や、富山市社会福祉協議会、市関係各課などの相談援助者が専門分野だけでなく、多機関で連携して地域住民の多様な課題に応える包括的相談体制を構築し、切れ目のない支援を実現することを目的に研修会を行う	福祉政策課
多機関連携研修会	地域を基盤に相談支援を行う支援関係者を対象に、事業推進のための理解と相談対応・連携における知識・技術の向上を図ることを目的に研修会を行う	まちなか総合ケアセンター
多機関連携会議	地域を基盤に相談支援を行う支援関係者との顔の見える関係づくりと情報交換、地域での相談における課題の共有、解決を図る	保健福祉センター

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

(法第106条の4第2項第4号)

長期にわたりひきこもりの状態にあるなど自ら支援につながる事が難しい市民に対し、直接対面し継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行うなど必要な支援を届けます。

また、会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な地域生活課題を抱える市民を見つけます。

- ①アウトリーチ（訪問支援や各種サービスの利用勧奨などの活動）、
プランの作成（重層的支援会議開催事例の場合のみ）
※支援会議/重層的支援会議において利用を決定する。

担当所属
保健所保健予防課 (精神疾患・精神障害の課題を抱える方に対応)
保健福祉センター（市内7か所）

実施主体：富山市

- ②会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける取組

事業	内容	担当
心配ごと相談事業※5	日常生活上のあらゆる問題（家族、生計、財産、離婚、高齢者福祉など）に対して助言を行う。 (弁護士が行う法律相談と専門相談員や民生委員児童委員が相談に応じる一般相談の2種の相談)	富山市社会福祉協議会

実施主体：富山市（委託）

- ※5 心配ごと相談（富山市社会福祉協議会）（8か所）

中央	大沢野細入支所
呉羽地区	大山支所
北部地区	八尾山田支所
水橋地区	婦中支所

(4) 参加支援事業

(法第106条の4第2項第2号)

複雑化・複合化した地域生活課題を抱える市民が社会とのつながりを回復するため、地域における社会資源の活用体制の構築や富山市重層的支援会議において必要と認められた場合、対象者に適した目標を設定し、地域資源への参加について検討し、プラン作成、定着支援を実施します。

①マッチング、メニューづくり、プラン作成、定着支援、重層的支援会議への参加

※重層的支援会議において利用を決定する。

事業者	事業担当
社会福祉法人など	福祉政策課

実施主体：富山市（委託）

②地域における社会資源の活用体制の構築

事業	内容	事業担当
医療的ケア児等支援事業	医療的ケア児および保護者などが、医療的ケアが必要ではない子どもと同じような様々な体験を通して、地域で安心して生活できるようにすることを目的に、身近な地域における支援体制づくりを推進する	こども健康課
聞き書きボランティア講座開催事業	高齢者や障害者の話を聞いて、その話をその人の話し言葉で書いて物語として残していく活動である「聞き書き」は、語り手に生きる力を与えるとともに、聞き手自身を成長させ、読み手もまた深い共感を得ることができることから、高齢者や障害者の生きがいづくり及び認知症ケアに寄与するとともに、地域共生社会の推進及びわがまち・わがごとの地域づくりを実践する人材を育成することを目的として、聞き書きのボランティア養成講座を開催する	障害福祉課
聞こえのサポート事業	耳が聞こえにくいことの障害特性について理解を深め、障害者への配慮や地域共生の意識の醸成を図ることを目的として、聴覚障害者自身を講師とした研修講座を開催する	
目が見えにくい方へのサポート講座	目が見えにくいことの障害特性について理解を深め、障害者への配慮や地域共生の意識の醸成を図ることを目的として、視覚障害者自身を講師とした研修講座を開催する	

事業	内容	事業担当
親亡き後を見据えた啓発事業	「親亡き後の相談支援研究事業」(※6)で洗い出された課題や対応など研究成果を、障害者本人及び家族、地域住民をはじめ関係者に広く啓発し、親亡き後の障害者本人が安心して生活できる仕組みを整える	障害福祉課
わがまちサロン事業	ひきこもりや不登校など、様々な要因をきっかけに、人や地域、社会とのつながりが困難になった方が安心して参加できる「居場所」を提供することを目的に、地域でおおむね月2回以上活動する団体を支援する	保健所 保健 予防課

実施主体：富山市（一部委託）

※6 親亡き後の相談支援研究事業…親亡き後の障害者の生活向上については、行政のみならず、障害者本人及び家族、地域住民をはじめ弁護士などの法律関係者、相談支援事業所などが各々の立場でできることを考え、創り上げていくことが必要であるため、具体的な相談を通して、親の支援から今後の相談支援のしくみを自助、共助、公助の中でどのように整えていくのかを検討する。

(5) 地域づくり事業

(法第106条の4第2項第3号)

介護、障害、子ども、生活困窮の地域づくりに係る事業を一体として実施し、地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する地域づくりに向けた支援を実施するものです。

住民同士が出会い参加することのできる場や居場所、ケア・支え合う関係性を広げ、交流や活躍の場を生み出すコーディネート機能を確保します。

法的位置づけの事業

事業	内容	支援機関	箇所数
【介護】 地域介護予防活動支援事業	高齢者が要介護状態などとなることの予防又は要介護状態などの軽減若しくは悪化の防止を目的に実施するもの	単位老人クラブ	—
		介護予防推進リーダー	—
		介護ふれあいサークル	—
		楽楽いきいき運動	—
【介護】 生活支援体制整備事業 (※7)	生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るもの	第1層協議体 (富山市社会福祉協議会)	1
		第2層協議体 (地域包括支援センター)	32
【障害】 地域活動支援センター事業(※8)	日中安心して過ごすことのできる居場所として利用することができ、また、様々な日中活動や当事者活動に参加することができるもの	地域活動支援センター(※9)	I型 3
			II型 1
			III型 5
【子ども】 地域子育て支援拠点事業	地域で気軽に子育ての相談や交流ができるもの	子育て支援センター(※10)	16
【生活困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域住民の福祉意識の醸成を図り、地域における福祉活動の活性化のため、住民同士のふれあい活動を支援するもの 〈地域ぐるみ福祉活動推進事業〉	富山市社会福祉協議会(地区・校下社会福祉協議会)	79

事業	内容	支援機関	箇所数
【生活困窮】 生活困窮者 支援等のため の地域づくり 事業	地域住民自らができる支援活動を通して、誰もが安心して生活できる地域づくりを進めるため、住民相互の支え合い活動を支援するもの〈ケアネット事業〉	富山市社会福祉協議会（地区・校下社会福祉協議会）	－
	地域の支え手の減少やつながりの希薄化などに対応するため、これまでの地域の力を生かしつつ新たな人と人、人と資源のつながりを強化し、子ども・高齢者・障害者など、すべての人々が地域の課題を我が事として丸ごと受け止め、課題解決を図る仕組みを推進するもの 〈わがまち・わがごと・まるごと地域力強化推進事業〉	自治振興会など	6

設置形態…基本型

※7 生活支援体制整備事業

第1層…市町村区域

第2層…日常生活圏域（中学校区域など）

※8 地域活動支援センター事業…創作的活動や生産活動、地域にあわせた支援を行う

I型…気軽に利用できる日中活動の場を提供、また社会的な交流の促進を図ったり、専門職員を配置して各種相談に対応

II型…日常生活上の支援を行いながら作業活動や創作活動のほか音楽活動や運動の機会を提供

III型…軽作業や社会的な交流などの日中活動の場を提供

※9 地域活動支援センター

I 型（3 か所）	II 型（1 か所）	III 型（5 か所）
ゆりの木の里	富山市身体障害者 デイサービスセンター	アミティ工房
あすなろセンター		ガラス工芸共同作業所
和敬会生活支援センター		富山生きる場センター
		ワークハウス・フレンズ
		れいんぼーみさき

※10 子育て支援センター（16か所）

富山市	いちい	光陽もなみ	婦中中央
桜谷	萩浦	大久保	じんぼ
常盤台	東山	上滝	水橋
わかば	まつわか	八尾	わかくさ

5 富山市重層的支援体制整備事業実施計画の見直し

本計画を効果的かつ継続的に推進していくために、PDCAサイクルにより各事業を実施し、定期的な点検・評価を行います。

また、今後、評価指標を本計画に盛り込むことができるよう検討を進め、必要に応じて、見直しを行うこととします。

(1) 重層的支援体制整備事業検討会

構成

- ・学識経験者
- ・富山市地域包括支援センター連絡協議会に属する者
- ・富山市基幹相談支援室に属する者
- ・富山市民生委員児童委員協議会に属する者
- ・富山市保健推進員連絡協議会に属する者
- ・社会福祉法人 富山市社会福祉協議会に属する者
- ・その他市長が必要と認める者

(2) プロジェクトチーム

福祉政策課（＊）	大山保健福祉センター
生活支援課	八尾保健福祉センター
障害福祉課	西保健福祉センター
長寿福祉課	まちなか総合ケアセンター
保健所保健予防課	こども保育課
中央保健福祉センター	こども健康課
南保健福祉センター	子育て支援センター
北保健福祉センター	富山市社会福祉協議会
大沢野保健福祉センター	

＊ 重層的支援体制整備事業の担当課